

鳥取県青少年健全育成条例を改正しました！！

～脱法ハーブ・違法ドラッグ対策を強化～

都市部を中心に、脱法ハーブ等の薬物を使用して健康被害（興奮、幻覚、呼吸困難等）が発生して救急搬送されたり、脱法ハーブを吸って自動車を運転し交通事故を起こすなどの事件が続発し社会問題となっています。

今後、脱法ハーブ等の製品が都市部から地方に流れてくることや、個人がインターネットにより購入するケースも予想されるため、県内での薬物濫用が広がる前に、県として総合的・積極的にこれらの薬物対策を実施することとしています。

平成25年2月県議会では、薬物そのものの濫用防止に関する規制を定めた「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」が制定され、青少年健全育成の立場からは、薬物濫用を誘発する図書類は、青少年への販売・貸付等を規制するなど、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正しました。

関係事業者の皆様をはじめ県民皆様には、本県の青少年が薬物濫用被害に遭わないよう、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。



<濫用防止の対象とする薬物> ※鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例で規定されたもの

薬物	根拠法令等
①大麻	大麻取締法
②覚せい剤・覚せい剤原料	覚せい剤取締法
③麻薬・麻薬原料植物・向精神薬	麻薬及び向精神薬取締法
④けし・あへん・けしがら	あへん法
⑤トルエン・酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料又は充てん料（閉そく用又はシーリング用）	毒物及び劇物取締法
⑥（厚生労働）大臣指定薬物	薬事法
※中枢神経の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定します。	
⑦知事指定薬物	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例
※上記①～⑥と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、濫用されることにより人の健康に被害が生ずると認められるものとして知事が指定します。	

<問合せ先>

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局 青少年・家庭課

電話 (0857) 26-7076

電子メール seisyounen-katei@pref.tottori.jp



鳥取県青少年健全育成条例における違法ドラッグ対策（規制一覧）

区分	規制内容	罰則	備考
<p>図書類 （書籍、雑誌、写真、DVD、ゲームソフトなど）に関するもの</p>	<p>自主規制</p> <p>次の①又は②の使用をあまり、唆し、又は助けるおそれのある図書類は、青少年に販売、頒布、貸し付け等をしてはなりません。（努力義務）</p> <p>※具体的には、他の図書類と区分して陳列すること。</p> <p>①鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例で規定された薬物</p> <p>②その他、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの</p> <div data-bbox="335 577 1086 792" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><その他の自主規制の対象></p> <p>(1) 性的感情を刺激するもの</p> <p>(2) 粗暴性又は残虐性を誘発又は助長するもの</p> <p>(3) 自殺を積極的に奨励するもの</p> </div>	<p>なし</p>	<p>■映画、演劇、演芸は青少年に観覧させないこと（努力義務）</p> <p>■看板、ポスター、チラシは、公衆に表示したり、青少年に頒布しないこと（努力義務）</p>
<p>場所の提供に関するもの</p>	<p>有害指定</p> <p>青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当し、有害（個別）指定された図書類は、青少年に販売、頒布、貸し付け等をしてはなりません。</p> <div data-bbox="335 1048 1114 1214" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><その他の有害指定の対象></p> <p>(1) 著しく性的感情を刺激するもの</p> <p>(2) 著しく粗暴性又は残虐性を誘発又は助長するもの</p> </div> <p>次の①～⑥の行為を青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って、場所の提供、又は行為の周旋（※）をしてはなりません。（※周旋とは、なかだち、斡旋すること）</p> <p>①麻薬、あへん又は覚醒剤の使用又は譲渡し</p> <p>②大麻の使用、栽培又は譲渡し</p> <p>③向精神薬の譲渡し</p> <p>④トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料をみだりに摂取し、又は吸引する行為</p> <p>⑤（厚生労働）大臣指定薬物の製造、販売、授与、貯蔵又は陳列</p> <p>⑥知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、貯蔵又は陳列</p> <div data-bbox="319 1899 986 2114" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><その他の場所の提供禁止の対象></p> <p>(1) みだらな性行為又はわいせつな行為</p> <p>(2) と博又は暴行</p> <p>(3) 喫煙又は飲酒</p> </div>	<p>30万円以下の罰金（常習者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）</p>	<p>6月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p> <div data-bbox="1053 1370 1544 2168" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;"><規則で定める基準></p> <p>図書類の全体的な内容が薬物の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの</p> <p>(2) 薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの</p> <p>(3) その他素材、表現等が(1)又は(2)と同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</p> </div>

H25.3.26
施行

H25.7.1
施行